

第3回ひとにやさしいまちづくり推進指針改定検討会議意見の反映状況（主なもの）

	意見	反映状況/対応	該当箇所
1	「障がい者」「障がい（児）者」「障がい者等」と出てくるが、子どもまで包括しているのか、「障がい者等」の「等」にはどんな方が含まれるのか、言葉の妥当性の確認が必要。	「障がい者」には子どもも含まれるが、大人と子どもの区別が必要なところには「障がい（児）者」と記載。 「障がい者等」には障がい以外に配慮が必要な方が含まれているもの。	全体
8 具体的な推進方向			
（4）全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる「情報発信」			
2	情報リテラシーでICTのことがたくさん出てきているが、子どももネットを使うが、どこに必要な正しい情報があるのか分からない。 学校に配っているパンフレットは教育用として配布しているが、子どもたちに情報の取り方を教えるというような視点があるといい。	配布用パンフレット作成時の参考とする。	—
3	観光やお祭りのときに、公共施設にユニバーサルシートがないと、おむつ交換が必要な方は参加できないのでぜひ反映させてほしい。	冊子作成時に、写真を掲載することにより対応する。 「情報発信」に「いわてユニバーサルデザイン電子マップ」の内容の充実について記載しており、ユニバーサルシートがあるかどうか分かるよう写真の掲載を行う。	最終案P24
（5）全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる「参画」			
4	医療的ケア児支援法ができて3年経つが、法律ができたことで、地域で医療度の高い子どもが暮らそうということで、保育園の集英が始まり、地域の普通校に通える子どもが増えてきた。 数年後には医療度の高い子どもが就労を視野に入れ始めるので、医療依存度が高い方々にどういう風に支援をしていくのかわからないというの長い目で見たときに課題として挙げられる。	今後の事業の参考とする。	—
5	「多様なライフスタイルに応じた就労の場を確保」に「子育てと就業の両立支援」も含まれるだろうと思う。 子育てと就業の両立が難しいことなので、特出しする必要があると思うが、介護との両立やダブルケアの問題もフォーカスされてきているということに対応させなくて良いか。	「子育てと就業の両立支援」を削除したうえで、「①雇用・労働環境整備の促進、子育てと就業の両立支援」のイには、育児に加えて、介護、病気、障がいなどとの両立支援の記載に修正。	最終案P25
① 雇用・労働環境整備の促進、子育てと就業の両立支援			
6	子育てと就業の両立支援を含めて雇用・労働環境の整備と思う。	子育てと就業の両立支援を削除	最終案P25
7	主要な指標の障がい者の雇用率に係る部分を上にもっていかなくて良いのか。 キ（障がい者の自立生活や就労への支援）とウ（作業の軽減や就業環境の整備促進）に関連させて上の方に持ってこなくて良いか。	他の主要な指標に関連する部分も含め整理。	最終案P25-26
8	エ（子ども、子育て支援の充実）に障害児が含まれていない。 児童発達支援事業所や放課後デイサービスがないと働けない障害児の親もいるので是非盛り込んで欲しい。	障害児者サービスや家族介護等を含めた記載に修正。	最終案P25
9	カ（男女共同参画に向けた意識啓発等の取組）の「男女がお互いに尊重し、参画する社会」というのは、男女共同参画社会基本法から来ているかと思うが、指針は男女だけでなく多様なジェンダーの人達も想定されているかと思うので、インクルーシブな表現にできるかと思う。	特定の性別に捉われない表現に修正。	最終案P25
② 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり			
10	県の審議会において、障がい当事者の人がいるのかなど、当事者参画の指標がなくて良いのか。	ア（誰もが参加できるイベントや会議等の開催・運営方法）に施策への立案過程への当事者の参画に関する記載を追加するとともに、関連した指標を設定。	最終案P26、27

11	キ（障がいの有無や性別、年齢に関わらず共にスポーツを楽しむ機会の拡大）に女性が活躍とあるが、スポーツの中心はシスジェンダーの健常者の男性、女性だけではなく、スポーツに多様なジェンダーの方を参画させるかどうかということが議論が紛糾するが、そもそも活躍ということではなくて、自分の健康を維持するためにスポーツができるということが人権だと思うので、活躍の前にスポーツに参画できるということが大切なこと。	特定の性別に捉われない表現に修正。	最終案P26
----	--	-------------------	--------